

平成17年10月4日

台風第14号災害に係る地方交付税 (11月定例交付分)の繰上げ交付

1 台風第14号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体(4市9町4村 計17団体)

山口県 1市3町(4団体)

いわくにし にしきちょう みかわちょう みわちょう
岩国市、錦町、美川町、美和町

宮崎県 2市6町4村(12団体)

みやざきし にちなんし たかじょうちょう たかおかちょう くにとみちょう とうごうちょう なんごうそん
宮崎市、日南市、高城町、高岡町、国富町、東郷町、南郷村、
さいごうそん きたかたちょう もろつかそん しいばそん たかちほちょう
西郷村、北方町、諸塚村、椎葉村、高千穂町

鹿児島県 1市(1団体)

たるみずし
垂水市

3 繰上げ交付額(市町村分)

山口県	556百万円	(11月定例交付額の30%)
宮崎県	3,240百万円	(")
鹿児島県	240百万円	(")
計	4,036百万円	

4 繰上げ交付日

平成17年10月6日(木)

自治財政局財政課 出口、小鍋
TEL 03-5253-5111 (代表)
(内線 3327)
TEL 03-5253-5612 (直通)
FAX 03-5253-5615